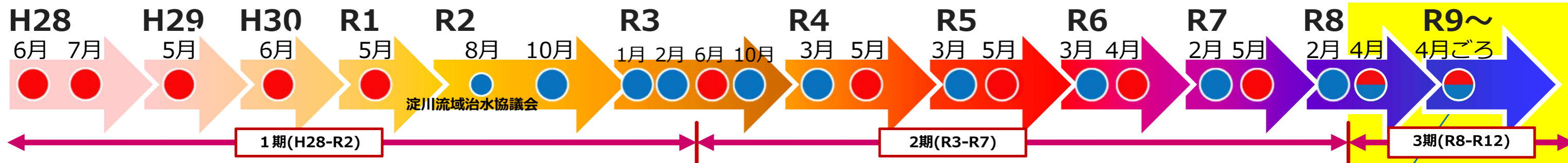


会議等の実施方針(合同開催)について

- これまでそれぞれの議題・構成員ごとに協議会を分割して開催し、年に2回実施してきたが、**年1回に統合していく方針とする。**



木津川上流の水防災意識社会 再構築ビジョン

- 平成28年6月1日に設立
- 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく木津川上流部の取組方針を策定 (H28.7.26、R4.3.25改定)

■ 5年間で達成すべき目標

平成27年9月の関東・東北豪雨や平成26年8月の広島土砂災害等の教訓を踏まえ、木津川上流域の大規模水害・土砂災害及び複合災害に対し「逃がす・防ぐ・回復する」ことにより減災する。

- 構成メンバー：水防法第15条の9、第15条の10に基づく構成員

津市長、名張市長、伊賀市長、笠置町長、南山城村長、宇陀市長、山添村長、曾爾村長、御杖村長、三重県(伊賀建設事務所長、伊賀地域防災総合事務所長、津建設事務所長、津地域防災総合事務所長)、京都府(山城南土木事務所長)、奈良県(奈良土木事務所長、宇陀土木事務所長)、水資源機構関西支社木津川ダム総合管理所長、津地方気象台長、奈良地方気象台長、国土交通省近畿地方整備局(淀川ダム統合管理事務所長、木津川上流河川事務所長、紀伊山系砂防事務所長)

今回から年1回の合同開催を
通例とすることを想定

凡例

- 「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく内容を協議
- 流域治水プロジェクトに基づく内容を協議

流域治水プロジェクト

↑ 取組の共有等

- 令和2年10月に淀川流域治水協議会木津川上流分会を立ち上げ (※減災協の規約改正)

■ 目的 近年の豪雨や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、淀川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

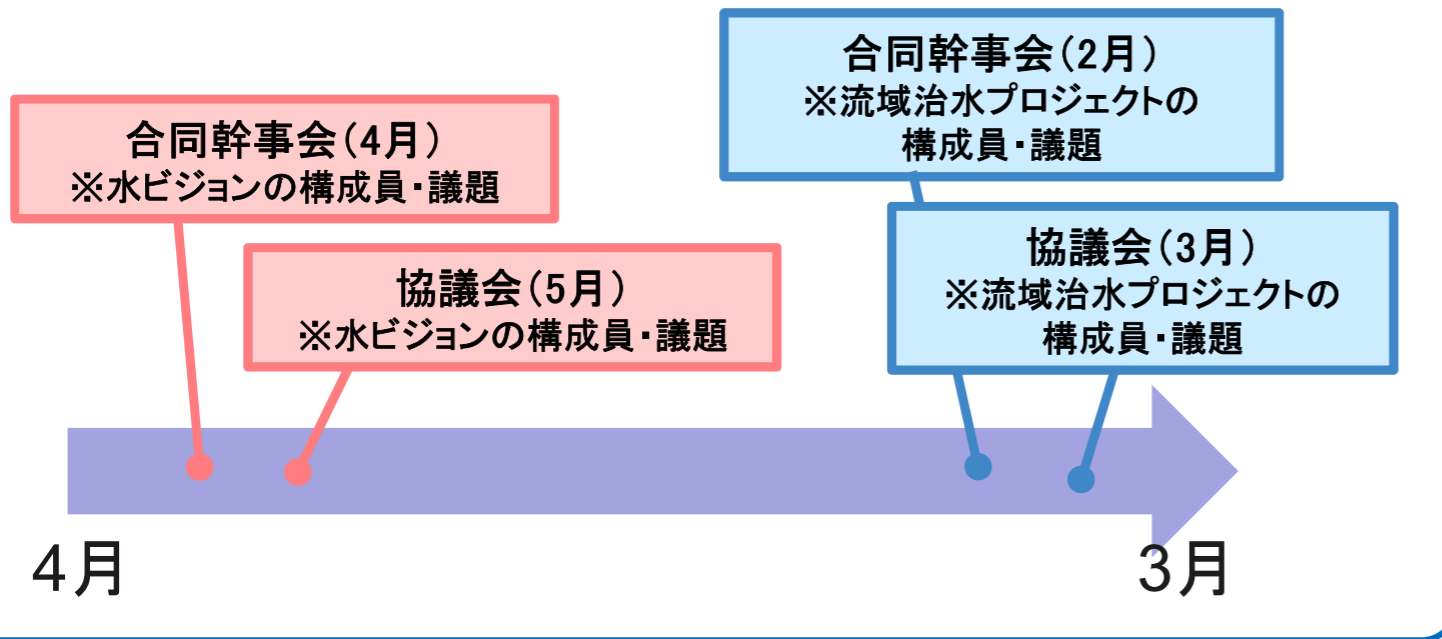
- 「淀川水系流域治水プロジェクト木津川分会」をとりまとめ (R6.3更新)

- 構成メンバー：淀川流域治水協議会規約第3条の2に基づく構成員

津市長、名張市長、伊賀市長、笠置町長、南山城村長、宇陀市長、山添村長、曾爾村長、御杖村長、三重県(河川課長)、京都府(河川課長)、奈良県(河川整備課長)、水資源機構関西支社木津川ダム総合管理所長、津地方気象台長、奈良地方気象台長、国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター近畿北陸整備局長、西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 阪奈支社長、近畿日本鉄道株式会社大阪統括部 施設部長、伊賀鉄道株式会社 鉄道営業部長、国土交通省近畿地方整備局(淀川ダム統合管理事務所長、木津川上流河川事務所長、紀伊山系砂防事務所長)、農林水産省 近畿農政局(洪水調節機能強化対策官、淀川水系土地改良調査管理事務所長)、東海農政局(地方参事官)、日本防災士会(三重県支部長、京都府支部長、奈良県支部長)

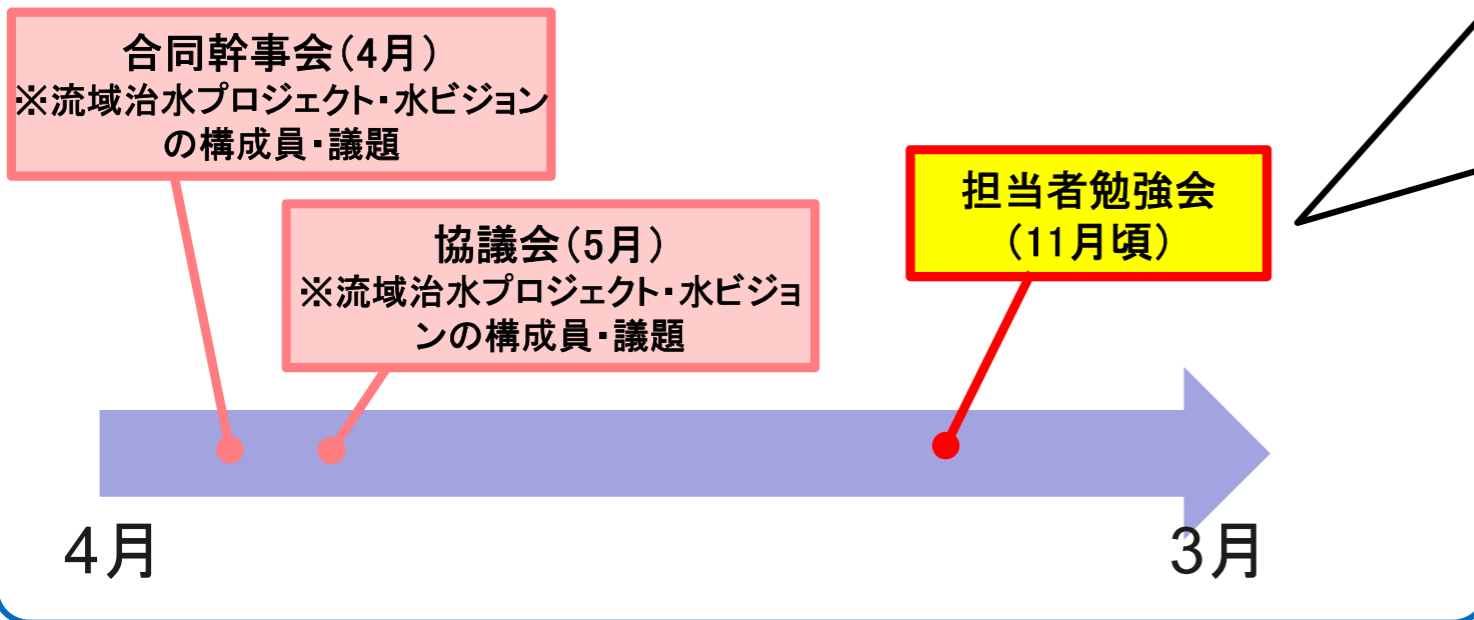
- R3～R7年の取組状況にバラツキが発生していることが課題である(資料2-1 p.6,7参照)。このため継続的に取組を進捗するための場として協議会を活用したいが、会議回数減により情報共有のタイミングが少なくなり、進捗が遅れる懸念がある。
- このため、「担当者勉強会」を新規実施し、担当者レベルで取組実施における課題や先進事例の共有を行う場としたい。

■これまで



■これから

※随時流域治水については意見交換を行う



担当者勉強会の実施イメージ

